

相続放棄申述なき旨の証明書の交付について

昭和30年7月4日家庭甲第83号家庭局長回答

(照会)

特定の相続に関連して相続債権者或は徴税官署等から相続人を明記して相続放棄の申述を受理した旨の証明書の交付を求められた場合の証明書の交付については昭和二十七年四月十一日最高裁判所家庭甲第七六号回答がありますが、相続債権者或は徴税官署等から特定の相続を指定して、特定相続人が相続放棄申述期間中にその申述をしなかつたことの証明を求められた場合家庭裁判所は裁判所書記官をして備付の事件受付簿等に拠りその旨の証明書乃至これと同趣旨の書面を請求者に対し交付させることは如何でしょうか。

実際上その必要を認められる場合がありますが前記回答によつては必ずしも明瞭でないでの御伺い致します。

(回答)

相続放棄の申述がないことの証明は、家事審判規則第十二条の事件に関する証明ではありませんが、一般の行政証明としてその必要が認められる場合に限り、これに関する証明書を交付することはさしつかえないものと思料します。